

商品概要説明書

災害緊急特別対策資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	災害緊急特別対策資金		
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 下表に定める大規模な自然災害等により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。 <table><tr><td>対象事象</td></tr><tr><td>・ ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰</td></tr></table> ○ 原則として宮崎県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ宮崎県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。	対象事象	・ ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰
対象事象			
・ ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰			
資金使途	○ 農業経営の維持・安定化に必要な運転資金 ※本資金は生活費および負債の借換えに必要な経費は対象外といたします。ただし、負債について、対象事象による影響を主因とする当 J A でお借入れされた繋ぎ資金は除きます。		
借入金額	○ 2,000 万円以内 ※本資金を複数回ご利用いただく場合、残高合計が 2,000 万円を超えることはできません。		
借入期間	○ 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）とします。		
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。		
借入方式	○ 証書借入または手形借入とします。		
返済方法	○ 証書借入：原則として元利均等方式および元金均等方式とし、毎月返済方式、年 1 回または年 2 回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて 6 か月ごとの特定月に増額して返済する。）とします。 ○ 手形借入：期日一括返済とします。		
担保	○ 必要に応じて担保を徴求します。		
保証	○ 原則として宮崎県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者		

	等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りです。												
保証料	○ 保証料率は、無担保の場合は年0.32%、有担保の場合は0.23%です。 ○ ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】 ＜元利均等毎月返済の場合＞ <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>5年</td><td>7年</td></tr><tr><td>保証料（0.32%の場合）</td><td>3,106円</td><td>9,353円</td><td>12,480円</td></tr><tr><td>保証料（0.23%の場合）</td><td>2,233円</td><td>6,723円</td><td>8,971円</td></tr></table> ○ ご返済終了までの間において、全額繰上げ返済等をされる場合は、保証機関が支払う返戻保証料より5,000円が控除されます。	お借入期間	1年	5年	7年	保証料（0.32%の場合）	3,106円	9,353円	12,480円	保証料（0.23%の場合）	2,233円	6,723円	8,971円
お借入期間	1年	5年	7年										
保証料（0.32%の場合）	3,106円	9,353円	12,480円										
保証料（0.23%の場合）	2,233円	6,723円	8,971円										
手数料	○ 当JA所定の手数料をお支払いいただきます。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店 融資部（電話：0985－31－2095）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）												
その他	○ お申込みに際しては、当JA、および原則として宮崎県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。												